

会 議 記 録				
会議の名称		総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室
		担当職員 数井		
日 時	令和6年10月2日（水曜日）		開 議	午前10時15分
			閉 議	午前11時55分
出席委員	◎小林 ○竹内 浅田 原野 松山 三上 山本 福井 菱田議長			
執行機関 出席者	森岡教育部長、川口教育部次長、今西学校教育課長、 吉村契約検査課長、工藤契約検査課主幹			
事務局	吉田事務局長、数井事務局次長			
傍聴	可	一般 1名	報道関係者 0名	議員名（土岐、大西）

会 議 の 概 要

10:15～

1 開議

【事務局日程説明】

2 議案審査

（教育部 入室）

10:15～

【教育部】

- （1）第53号議案 財産の取得について（追認）
- （2）第54号議案 財産の取得について（追認）
- （3）第55号議案 財産の取得について（追認）
- （4）第56号議案 財産の取得について（追認）
- （5）第57号議案 財産の取得について（追認）

教育部長 あいさつ
学校教育課長 説 明

10:21

《質疑》

＜福井委員＞

4年に一回の教科書購入であるが、ほかに該当する契約はないのか。

＜学校教育課長＞

平成27年度に中西書店との契約があるが、2,000万円に達していなかった。

＜福井委員＞

財産ではなく消耗品を購入した認識とのことであるが、認識の改めとチェック体制についての改善策は。

<学校教育課長>

地方自治法上の財産であることが認識できたので、全庁的に確認して徹底していきたく思っており、庁内全体に法令順守の徹底を図るよう通達するとともに、決裁権者においても認識を新たにさせていただき再発防止に努めることとしている。

<三上委員>

デジタル教材は対象か。

<学校教育課長>

今年の分は契約金額に入っている。

<三上委員>

過年度分はどうか。

<学校教育課長>

平成27年度はデジタル教材が導入される前であり、令和6年はデジタル教材とセットで販売となっており一括で購入している。

<三上委員>

デジタル教科書はどうか。

<学校教育課長>

デジタル教科書は入っていない。

<三上委員>

デジタル教科書は別で購入しているのか。

<学校教育課長>

デジタル教科書は年間契約でウェブ上からダウンロードする形で使用料として支払っている。

<松山委員>

財産と消耗品の位置づけは難しい部分はあると認識しているが、地方自治法に規定されているとおり、しかるべき議会への提案について、今後のより具体的なチェック体制はどうか。

<学校教育課長>

契約の手引きのマニュアルがあり、一定金額以上の財産の取得については、議会の議決を求めるように記載されているものの、今回の教科書が財産であるとの認識に至っていなかった。今後、消耗品であっても法令に基づき確認していく。

<松山委員>

書籍はどうか。

<学校教育課長>

書籍も財産として議決の対象となる。消耗品は財産に当たらないという固定概念をなくしていかななくてはならないと思っている。

<福井委員>

今回は教育部の案件であるが、契約として最終的にチェックする部署との連携はどうなっているのか。

<契約検査課長>

今回の事案について、消耗品が財産に当たらないと思い込み、契約主管課として確認ができていなかったことは申し訳ないと思っている。全体的な再発防止に向けて、議会の財産に付すべき基準について全庁に周知し、チェック体制を強化していきたい。なお、他の案件を確認したが該当するものはなかったところである。

<竹内副委員長>

マニュアルの記載内容はどうかであったのか。

<契約検査課長>

入札契約の手引きに、議会の議決に付すべき契約の範囲を示しているが、そもそも消耗品が財産と認識できていなかったもので、今回のことを受けて支出科目にかかわらず気をつけるようにしていきたい。

<竹内副委員長>

今回発覚した経過は。

<学校教育課長>

ほかの自治体で同様の案件が新聞報道され、亀岡市の状況を確認したところ判明した。

<竹内副委員長>

ほかの自治体も同じように認識誤りをしやすい案件ということか。

<学校教育課長>

ほかの自治体も消耗品は財産ではないと認識していたとのことである。また、消費税率が上昇したこと、道徳や英語の科目の増加、特別支援学級が増えたことで教科書の金額が高額となり、議決を要する金額に達したことも一因である。

<原野委員>

過去の教科書は処分しているのか。

<学校教育課長>

順次処分している。

(質疑終了)

10:44

(教育部 退室)

10:45～

3 討論・採決

《委員間討議》

<小林委員長>

委員間討議の希望はあるか。

<福井委員>

財産の取得の議決案件として、契約したときに提出されれば認めるものであると思うが、今回は何も意見をつけずに追認というわけにはいかないと思う。チェック体制や再発防止の徹底について意見を付すことについて委員間討議を希望する。

<小林委員長>

委員間討議を行う。意見あるか。

<松山委員>

議会は追認機関ではないから、緊張感を持って取り組まれる必要があり、チェック体制について委員会として強く意見していく必要がある。

<浅田委員>

約10年遡っての議決になるが、今後このようなことのないように体制強化を願いたい。

<三上委員>

物品の購入として2,000万円を超えるものはなかなかないため、予算議案の審査のときに高額な支出と感じたことはある。議会としてもアンテナをはっておかないといけないと思っている。

(討議終了)

《討論》

なし

《採決》

＜小林委員長＞

第53号から第57号議案まで、一括して採決する。賛成者は挙手願う。

第53号議案 財産の取得について（追認）

第54号議案 財産の取得について（追認）

第55号議案 財産の取得について（追認）

第56号議案 財産の取得について（追認）

第57号議案 財産の取得について（追認）

（一括採決）**全員賛成 可決**

10:55

《指摘要望ほか意見》

＜福井委員＞

確実なチェック体制と法令順守の強化を求める内容を盛り込んでいただきたい。

＜松山委員＞

指摘要望とするか、意見として記載するのかどうか悩ましい。

＜三上委員＞

附帯決議はどうか。

＜福井委員＞

附帯決議は議案に対して賛成をした上で、手段や方法に改善を求めるものであり、過去の事象に対して行うことは適当ではない。

＜松山委員＞

平成27年から事務執行されており、附帯決議まで行うことはどうかと思う。

＜三上委員＞

変えられない過去のことであり、附帯決議は適当ではないと理解した。

＜浅田委員＞

強い指摘でよいと思う。

＜原野委員＞

手引きの改善が必要と思う。

＜山本委員＞

手引きには記載されており、取扱いの認識不足が問題である。

＜竹内副委員長＞

チェック体制を万全にさせていただくしかない。

＜松山委員＞

地方自治法等法令を順守するように指摘することでよいと考える。

＜山本委員＞

ほかの自治体の事例が表面化しなければずっと分からない案件であった。意識改革していかななくてはならない。

＜小林委員長＞

確実なチェック体制の強化はもちろんのこと法令順守に努めるよう強く指摘すると

して委員長報告に記載する。

11:15

(休憩)

11:15～11:25

4 委員長報告確認

【小林委員長 委員長報告朗読】

<小林委員長>

この内容でよいか。

<三上委員>

追認の議案の指摘について、「確実なチェック体制の強化はもちろんのこと、法令順守に努めるよう」は逆で、「法令順守はもちろんのこと、確実なチェック体制を強化するよう」が正しいのではないか。

<福井委員>

そう修正し、「強化するよう」のあとに「総務文教常任委員会として」をつけていただきたい。

<小林委員長>

そのように修正してよいか。

—全員了—

11:39

5 その他

(1) 議会だより原稿について

<小林委員長>

この内容でよいか。

<三上委員>

記事の文字数はできるだけ短いほうがよいので、万博の記事のタイトルの「関西・大阪」はいらないと思う。また、辺地総合計画の策定に係る記事のタイトルも「畑野町の通学をより安全に」と短くしたほうがよいと思う。

<小林委員長>

そのように修正してよいか。

—全員了—

11:50

(2) 次回以降の日程について

10月21日(月)月例開催 午後1時から 全員協議会室

11月19日(火)月例開催 午前10時から 全員協議会室

(前回の会議で11月月例を18日としたが、執行部が都合悪く再調整したもの)

散会 ～11:55

